

鳥取縣公報

縣令

昭和二十二年一月廿一日
第七百七十九號

金曜日

本署ノ大キサハ海邊橋路6大列

◇鳥取縣令第九號

榮養士規則施行細則を次のように定める。

昭和二十二年一月二十四日

鳥取縣知事 林

敬

三

榮養士規則施行細則

第一條 榮養士規則（以下規則という）及び本令によつて知事に提出する書類はその住所地を擔當する保健所を経由しなければならない。

第二條 榮養士の免許を受けようとする者は別記第一號様式による申請書に左の各號の書類を添へて知事に申請しなければならない。

- 一、規則第二條の各號の一の資格を證する證書の寫
- 二、履歷書

三、戸籍抄本又は戸籍記載事項證明書
四、規則第三條第一號及び第二號にあたらぬことを證明した醫師の診斷書

第三條 榮養士免狀は別記第二號様式とする。

第四條 規則第九條による申請は別記第三號様式の申請書に榮養士免狀及び戸籍抄本又は戸籍記載事項證明書を添へなければならない。

第五條 規則第十條による申請は別記第四號様式によらなければならない。

第六條 規則第十二條による届は別記第五號様式の届書に榮養士免狀の寫及び履歷書を添へなければならない。

第七條 榮養士が本縣内でその住地又は勤務場所を變更した場合に別記第九號様式により二十日以内に知事に届出でなければならない。

00365

附 則
 別 記
 本令は公布の日からこれを施行する。

第一號様式(用紙は半紙型)

榮養士免狀下附申請書

本籍 氏 名
 住所 氏 名
 生年月日
 榮養士免狀の下附を受けたいから別紙關係書類を添へて申請します

年 月 日
 右 氏 名 國

鳥取縣知事 殿

第二號様式

第 號
 榮 養 士 免 狀
 本籍都道府縣名 氏 名
 生年月日

第三號様式(用紙は半紙型)

榮養士免許狀書換申請書

住所 氏 名
 新氏名
 舊氏名
 新本籍
 舊本籍
 右のように本籍(又は氏名)を變更したので免狀の書換を受けたいから別紙關係書類を添へて申請します

年 月 日
 右 氏 名 國

鳥取縣知事 殿

第四號様式(用紙は半紙型)

榮養士免狀再下附申請書

本籍 氏 名
 住所 氏 名
 生年月日

00366

00366

一、再下附の理由
 二、免狀下附年月日及び番號
 右の通りに相違ないから免狀を再下附されるよう(毀損免狀を添へて)申請します

年 月 日
 右 氏 名 國

鳥取縣知事 殿

第五號様式(用紙は半紙型)

榮養士住所又は勤務場所變更届

本籍 氏 名
 新住所 氏 名
 舊住所 氏 名
 新勤務場所
 舊勤務場所

昭和 年 月 日 右のように住所(又は勤務場所)を變更したから別紙(關係書類を添へて)届けます

鳥取縣知事 殿
 年 月 日
 右 氏 名 國

告 示

◇鳥取縣告示第二十號
 食糧管理事務取扱員を次のように解職並びに囑託した。

昭和二十二年一月二十四日
 鳥取縣知事 林 敬 三

解職したる者の氏名	擔當區域	職務執行所	備考
福田 芳枝	下園	鳥取縣食糧検査所	昭二、一、〇、一〇(解任)
囑託すべき者の氏名	擔當區域	職務執行所	備考
青木 正美	縣下一園	鳥取縣食糧検査所	昭二、一、〇、二五(任命)
米田 巽	同	同	同二、九、一〇
杉谷 日出子	同	同	同二、一、一、一

解嘱したる者の氏名	擔當區域	職務執行場所	備	考	八頭支所分
沖田 秀男	八頭郡大村	用瀬出張所	昭二、一一、三一	(解任)	
庭崎 憲一	中私都村	賀茂同	同		
囑託すべき者の氏名	擔當區域	職務執行場所	備	考	東伯支所分
山本 千秋社	村用瀬出張所		昭二、一一、一五	(任命)	
廣田 寛二	中私都村	賀茂同	同二、一一、一〇	(任命)	
平尾 和惠	智頭町	智頭同	同二、八、三一		
解嘱したる者の氏名	擔當區域	職務執行場所	備	考	東伯支所分
最上 香三	朝村旭	出張所	昭二、一〇、三一	(解任)	
宗廣 榮次郎	倉吉町	倉吉同	同		
解嘱したる者の氏名	擔當區域	職務執行場所	備	考	日野支所分
清水 壽幸	日光村		昭二、一一、一五	(解任)	
囑託すべき者の氏名	擔當區域	職務執行場所	備	考	東伯支所分
高橋 巖倉	吉町	倉吉出張所	昭二、一一、一五	(任命)	
囑託すべき者の氏名	擔當區域	職務執行場所	備	考	日野支所分
増原 重一	日野村	江尾出張所	昭二、一〇、一〇	(任命)	
後藤 猛	日野上村	日野上同	同二、一一、一〇		
柴田 欽吾	日野郡一圓	日野支所	同二、一一、一五		
中祖 規矩夫	日光村	江尾出張所	同		
西村 嘉男	大宮村	大宮同	同		

鳥取縣告示第二十五號
市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように假設建築物建築の件を許可した。
昭和二十二年一月二十四日
鳥取縣知事 林 敬 三

一、建築主の住所	鳥取市藪片原町四二の四
氏名	中 口 久太郎
一、建築物の位置	鳥取市藪片原町至四七番地先
一、建築物の用途	店舗兼住宅
一、建築物の構造	木造 瓦葺 平家建 一棟
一、建築物の規模	建築物の面積 二九、七八平方米 突出せる部分 二九、七八平方米
一、命令事項	一、本建築物の存続期間は都市計畫事業實施迄とすること。 一、前號の事業實施の場合には事業者の實施する期間内に無償にて本建築を除却しなければならない。 一、本建築物を他人へ讓渡したる場合は十日以内に届出ること。 一、知事必要ありと認めるときは本命令書の條項を増減若しくは變更することがある。 一、本建築物の讓渡を受けたる者も前各號に命したる事項を遵守する義務を負うこと。
一、建築主の住所	鳥取市藪片原四五ノ三
氏名	島 田 養之輔
一、建築物の位置	鳥取市西品道三七ノ五他
一、建築物の用途	製紙工場
一、建築物の構造	木造 鐵板葺 平家建 二棟
一、建築物の規模	建築面積 三二七、〇六平方米 突出する部分 二一五、六四平方米
一、命令事項	一、本建築物の存続期間は都市計畫事業實施迄とすること。 一、前號の事業實施の場合には事業者の實施する期間内に無償にて本建築を除却しなければならない。 一、本建築物を他人へ讓渡したる場合は十日以内に届出ること。 一、知事必要ありと認めるときは本命令書の條項を増減若しくは變更することがある。 一、本建築物の讓渡を受けたる者も前各號に命したる事項を遵守する義務を負うこと。

